

## **役員等の費用弁償および旅費に関する規程**

**社会福祉法人 もえぎの会**

## 役員等の費用弁償および旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もえぎの会の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償の額および旅費等の支給について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員の費用弁償の額は表-1のとおりとする。また、理事会の決議によって選任・解任された業務執行理事の場合の費用弁償の額は表-2のとおりとする。

表-1 費用弁償支給額(日当)

支給対象者	日 当	交 通 費
理事(区内在住)	6,000 円/日額	2,000 円
理事(区外在住)		4,000 円
監事(区内在住)		2,000 円
監事(区外在住)		4,000 円
評議員(区内在住)	3,000 円/日額	2,000 円
評議員(区外在住)		4,000 円
評議員選任・解任委員会委員(区内在住)		2,000 円
評議員選任・解任委員会委員(区外在住)		4,000 円

表-2 費用弁償支給額(定期勤務)

勤務日数	費用弁償
5 日/週	100,000 円/月額
4 日/週	80,000 円/月額
3 日/週	60,000 円/月額
2 日/週	40,000 円/月額
1 日/週	20,000 円/月額

(旅費)

第3条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員が業務のために出張する場合は表-3により旅費を支給する。

表-3 旅費支給額

交通費	日 当	宿泊料
実 費	3,000 円	(1) 指定した宿泊施設に宿泊する場合はその実費 (2) その他については 1 泊につき 10,000 円

2 特別の事情により前号の規程により難しいときは、その実情を考慮し増額または減額することができる。

(旅費の支給方法)

第4条 旅費は原則として任務終了後に支給するが、必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後精算することができる。

(災害補償および見舞金)

第5条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員が業務従事中等に偶然の障害を受けた場合は、東京都社会福祉協議会の常勤役員災害補償制度および非常勤役員見舞金制度による補償、または見舞金を支給する。

付則

この規程は、平成 13 年 3 月 29 日から摘要する

この規程は、平成 15 年 3 月 26 日から摘要する

この規程は、平成 21 年 9 月 16 日から摘要する

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から摘要する